

臨時財産調査令

右謹テ上奏シ恭シク

聖裁ヲ仰キ併セテ樞密院ノ議ニ付セラレムコトヲ請フ

昭和二十一年二月十四日

内閣總理大臣男爵幣原喜重郎

入シタル者ノ罰亦前項ニ同ジ

行使ノ目的ヲ以テ偽造又ハ變造ノ證紙ヲ收得シタル者ハ三月以上五年以下ノ懲役ニ處ス

前三項ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附則

内閣

朕茲ニ緊急ノ必要アリト認メ樞密顧問ノ諮詢ヲ經テ帝國憲法第八條  
第一項ニ依リ臨時財產調査令ヲ裁可シ之ヲ公布セシム

御名　御璽

年　月　日

内閣總理大臣

内

閣

勅令第  
號

臨時財產調査令

第一條 本令ハ戰時利得、併除、國家財政ノ再建、國民經濟ノ安定等  
手目途トスル新税ノ創設及確保ニ資スル爲命令チテ定ムル時期（  
以下調査時期ト構ス）ニ於ケル個人及法人ノ財產等ヲ調査スルヲ  
テ目的トス

第二條 調査時期ニ於テ左ニ掲タル財產ヲ有スル者ハ命令ノ定ムル所  
ニ依リ當該財產ニ關スル事項ヲ所轄稅務署ニ申告スベシ  
一 預金、貯金其ノ他此等ニ準ズル債權ニシテ命令ノ以テ定ムルモ

二 公債、社債、株式其ノ他此等ニ準ズル財產ニシテ命令チテ定

ムルモノ

三 手形又ハ小切手ニシテ命令ヲ以テ定ムルモノ

四 投資信託ノ受益權ニシテ命令ヲ以テ定ムルモノ

五 前各號ニ掲タルモノノ外命令ヲ以テ定ムル財產

前項ノ場合ニ於テ同項ニ規定スル者（其ノ者方法人ナルトキハ當該法人ノ代表者及支配人其ノ他ノ代理人）方調査時期ニ於テ本州・北海道・四國・九州及命令ヲ以テ定ムル其ノ附屬島嶼ニ住所及居所有セザルトキハ命令ノ定ムル所ニ據リ同項ニ規定スル者又ハ當該財產ヲ管理スル者同項ノ申告ヲ爲スベシ

當該有價證券其ノ他當該財產ヲ證スル書面ヲ保管スル者ハ命令ノ定ムル所ニ據リ本人ニ代リテ第一項ノ申告ヲ爲スコトヲ得

第十一項及第十二項ノ規定ノ調査時期前に於テ第十一項ニ掲タル財產ノ調査ノ際ノ命令ノ取扱いノ事項之ニ準用す

第三條 調査時期ニ於テ現ニ存スル左ニ掲タル契約ニシテ命令ヲ以テ定ムルモノノ契約者又ハ郵便年金受取人ハ命令ノ定ムル所ニ據リ當該契約ニ關スル事項ヲ所轄稅務署ニ申告スベシ

一 生命保険契約

二 金錢信託契約（投資信託契約ヲ除ク）又ハ有價證券信託契約

三 無盡契約

四 郵便年金契約

前條第二項及第三項ノ規定ハ前項ノ場合ニ付之ヲ準用ス

第四條 日本銀行券預入令 第二條ノ規定ニ依ル日本銀行券

日本銀行券預入令 第二條ノ規定ニ依ル日本銀行券

引換手請求セントスル者原命令第十條第一項但書規定期間預金、  
貯金又ハ金錢信託ヲ爲サントスル者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ當該引  
換手預金、貯金又ハ金錢信託ニ關スル事項ヲ所轄稅務署ニ申告スベ  
シ

第二條第二項ノ規定ハ前項ノ場合ニ付之ヲ準用ス

第五條 法人ハ命令ノ定ムル所ニ依リ調査時期ニ於ケル財產目録、貸  
借對照表、動產及債權債務ニ關スル明細書其ノ他ノ書類ヲ作成シ之

ヲ所轄稅務署ニ提出スベシ

第六條 爺令ヲ以テ定ムル事業ヲ爲ス個人ハ命令ノ定ムル所ニ依リ調  
査時期ニ於テ其ノ事業ニ關シテ有スル動產及債權債務ニ關スル事項  
ヲ所轄稅務署ニ申告スベシ

第七條 第二條又ハ第三條ノ申告ヲ爲サントスル者ハ命令ノ定ムル所  
ニ依リ當該有價證券其ノ他當該財產又ハ契約ヲ證スル書面ヲ所轄稅  
務署ニ提出スベシ

第八條 第二條又ハ第三條ノ申告アリタルトキハ政府ハ當該財產又ハ  
契約ヲ付申告アリタルコトヲ證スル爲必要ナル措置ヲ爲スモノトス  
但シ命令ヲ以テ定ムル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

前項ノ措置ハ命令ノ定ムル所ニ依リ前條ノ規定ニ依リ提出セラレタ  
ル當該有價證券其ノ他當該財產又ハ契約ヲ證スル書面ニ政府ノ發行  
スル證紙ヲ貼附シ之ニ押印スルノ方法其ノ他命令ヲ以テ定ムル方法

ニ依リ之ヲ爲ス

第九條 第二條又ハ第三條ノ申告ヲ爲スベキ財產又ハ契約ヲシテ申告

ノ爲サレザルモノニ付テハ命令ヲ以テ其ノ效力ノ制限又ハ處分ノ制  
限若ハ禁止ニ關シ必要ナル定メ爲スコトニ得

前項ニ規定スル財產及問項ニ規定スル契約ニ基キ契約者、生命保險金若ハ郵便年金ノ受取人又ハ信託ノ受益者ノ有スル權利ハ法律ノ定ムル所ニ據リ之ヲ國庫ニ歸屬セシムルモノトス

第十條 第四條ノ申告ナキ場合ニ於テハ日本銀行券預入令第十一條第一項但書又ハ日本銀行券依ル支持

勅令第

號第十一條第一項但書又ハ日本銀行券預入令第十一條第一項但書又ハ日本銀行券依ル支持

金融機關

規定スル預金、貯金若ハ金錢信託ノ受入ヲ爲スコトニ得ズ

第十一條 稅務署長又ハ其ノ代理官ハ調查上必要アルトキハ第五條ノ規定スル預金、貯金若ハ金錢信託ノ受入ヲ爲スコトニ得ズ

規定ニ據リ書類ノ提出ヲ爲スベキ義務アル法人又ハ第六條ノ申告ヲ爲スベキ義務アル個人ニ質問シ又ハ當該事務ニ關スル帳簿書類、

財產其ノ他ノ物件ヲ検査スルコトヲ得

第十二條 大藏大臣ハ命令ノ定ムル所ニ據リ郵便官署、銀行其ノ他命令又以テ定ムル法人ヲシテ第二條乃至第四條、第七條及第八條ニ規定スル事項ニ關スル事務ヲ取扱ハシムルコトヲ得

前項ノ規定ニ據リ同項ノ事務ノ取扱ヲ爲ス法人ノ當該事務ヲ從事スル職員ハ之ヲ法令ニ據り公務ニ從事スル職員ト看做ス

第十三條 行使ノ目的ヲ以テ第八條第二項ニ規定スル證紙ヲ偽造シタル者ハ三年以下ノ懲役又ハ五萬圓以下の罰金ニ處ス  
偽造ノ證紙ヲ使用シタル者、行使ノ目的ヲ以テ偽造ノ證紙ヲ人ニ交付シ、輸入シ若ハ移入シタル者又ハ第八條第二項ニ規定スル證紙ヲ

不正ニ使用シタル者ノ罰亦前項ニ同ジ

前項ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

第十四條 第八條ニ規定スル措置ニ關スル事務ニ從事スル者同條第二項又ハ第十二條第一項ノ規定ニ基キ發スル命令ニ違反シテ當該措置ニ爲シタルトキハ三年以下ノ懲役又ハ五萬圓以下ノ罰金ニ處ス

第十五條 第十條ノ規定ノ違反アリタル場合ニ於テハ其ノ行爲ヲ爲シタル者サ三年以下ノ懲役又ハ五萬圓以下ノ罰金ニ處ス

第十六條 當該官吏官署若ク取扱ヲ爲ス法人當該事務ニ從事スル職員又ハ此等ノ職ニ在リタル者其ノ事務ニ關シ知得タル秘密ヲ漏泄シ又ハ竊用シタルトキハ二年以

下ノ懲役又ハ二千圓以下ノ罰金ニ處ス  
第十七條 第十一條ノ規定ニ依ル帳簿書類・財產其ノ他ノ物件ノ検査ヲ拒ミ、妨ゲ若ハ忌避シ又ハ虛偽ノ記載ヲ爲シタル帳簿書類ヲ呈示シタル者ハ五千圓以下ノ罰金ニ處ス

第十一條ノ規定ニ依ル稅務署長又ハ其ノ代理官ノ質問ニ對シ答辯ヲ爲サズ又ハ虛偽ノ陳述ヲ爲シタル者ハ二千圓以下ノ罰金ニ處ス  
第十八條 第五條ノ規定ニ違反シ當該書類ヲ提出セズ若ハ虛偽ノ記載ヲ爲シタル書類ヲ提出シタルトキハ第六條ノ規定ニ違反シ申告ヲ爲サズ若ハ虛偽ノ申告ヲ爲シタルトキハ當該法人ノ取締役・理事・清算人若ハ此等ニ準ズル者又ハ當該個人ヲ一萬圓以下ノ過料ニ處ス